

電気エネルギーにより光を発する誘導標識認定手数料規程

電気エネルギーにより光を発する誘導標識（以下「電気エネルギー発光誘導標識」という。）認定手数料規程を次のように定める。

- 第1条 電気エネルギー発光誘導標識認定規程（平成24年8月31日日消電標工規程第1号、以下「認定規程」という。）第22条に定める手数料は、この規程の定めるところによる。
- 第2条 電気エネルギー発光誘導標識の型式認定手数料は、1件につき250,000円（消費税別以下同じ）とする。ただし、型式試験に2日以上の日数を要する場合は、1日追加するごとに、100,000円を加算する。
- 第3条 認定変更手数料及び性能確認試験手数料は、125,000円とする。
- 第4条 型式認定更新手数料は、1件につき8,000円とする。ただし、試験を伴うものにあつては、手数料のほか発生する旅費その他必要な経費を勘案して、定める金額とする。
- 第5条 個別認定手数料は、別表のとおりとする。
- 第6条 再審査手数料及び補正試験手数料は、前条に掲げる手数料の範囲内において、実費を勘案して定める金額とする。
- 第7条 サーベイランス手数料は、実費を勘案して定める金額とする。
- 第8条 型式認定、型式変更認定、性能確認、個別認定、再審査、補正試験又はサーベイランスを海外において実施する場合にあつては、手数料のほか発生する旅費その他必要な経費等に係る額を勘案して定める。
- 第9条 消防法施行規則第31条の5第4項において準用する同規則第1条の4第15項第2号及び第4号の請求に係る費用は無料とする。
- 第10条 認定手数料等は、工業会で定める振込用紙のほか、別に定める方法により納付し、申請時に振込票を添付するものとする。
- 第11条 認定手数料等の納付は、銀行口座への振込みにより行うものとする。なお、振込み手数料は、申請者負担とする。
- 2 前項の銀行口座は下記のとおりとする。

金融機関名	三菱東京UFJ銀行 池袋支店
預金種目	普通預金
口座番号	0158738
口座名義人	一般社団法人日本消防防災電気エネルギー標識工業会

附則

この規程は、平成24年8月31日から実施する。

別表

電気エネルギー発光誘導標識認定等手数料

(1)	型式認定	1 型式 250,000 円
(2)	型式変更認定・性能確認試験	1 型式 125,000 円
(3)	型式更新	1 型式 8,000 円
(4)	個別認定	1 枚 (LED 200 円・EL 200 円)
(5)	再審査・補正試験・サーベイランス	実費を勘案して定める

注：認定等手数料は、一般社団法人日本消防防災電気エネルギー標識工業会で定める振込票により納入し、申請時にその振込み票を添えて申請するものとする。